

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

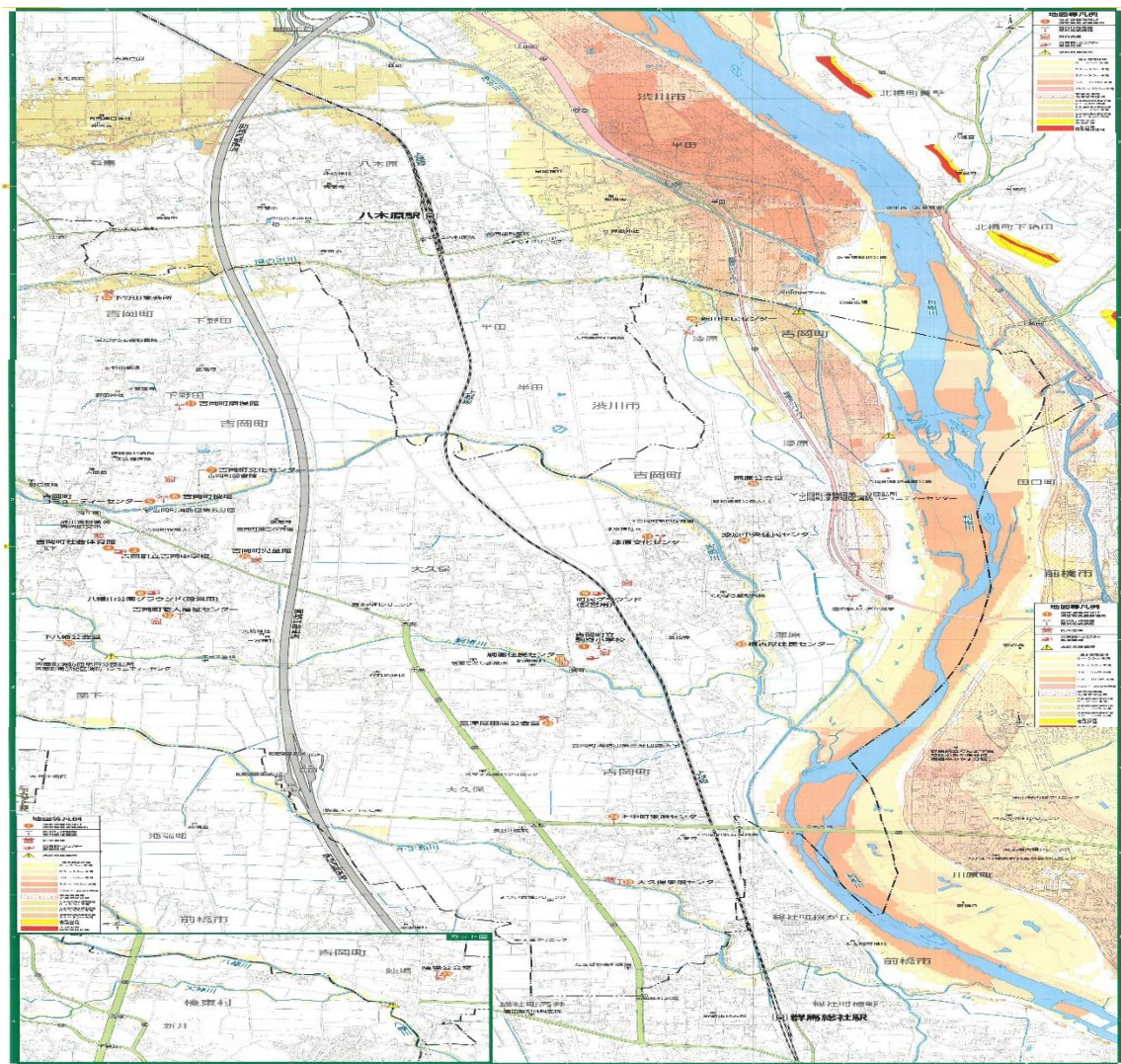
I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：吉岡町災害ハザードマップ・吉岡町地域防災計画)

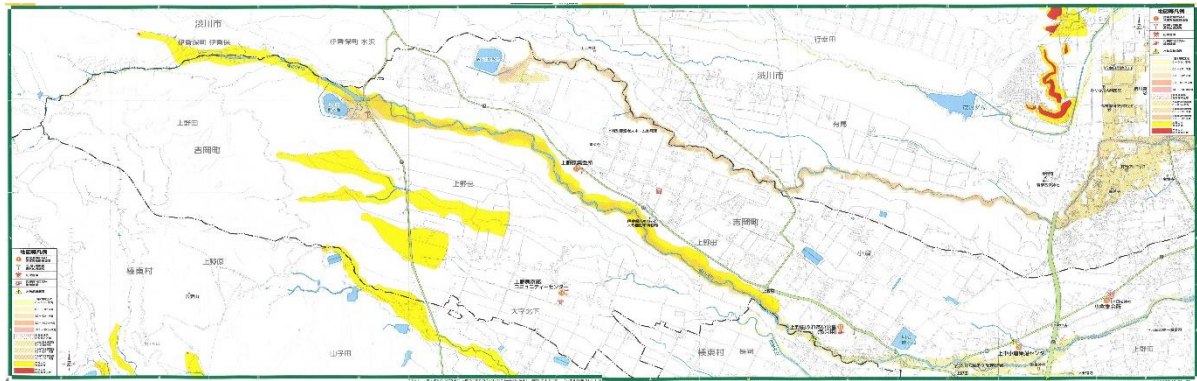
- ・吉岡町は、榛名東麓に位置し、榛名山系を基点とする丘陵地を滝沢川、自害沢川、駒寄川、吉岡川、午王頭川等がそれぞれ本町を横切り、東端の利根川に流れ込んでいる。

これらの河川は、通常では安定した比較的に穏やかな流れであるが、昨今の社会情勢等から農地が減少しつつ、宅地化の傾向が顕著にうかがえ都市化傾向が否めない状態等から、今まで以上に豪雨等の際には河川への流入時間も早くなり、増水による災害等が発生しやすいため、現況の河川の在り方自体を見直し、必要に応じた改善対策も必要不可欠となっていることも事実であり、より一層の安定した治山治水対策が課題となっている。



(土砂災害：吉岡町災害ハザードマップ・吉岡町地域防災計画)

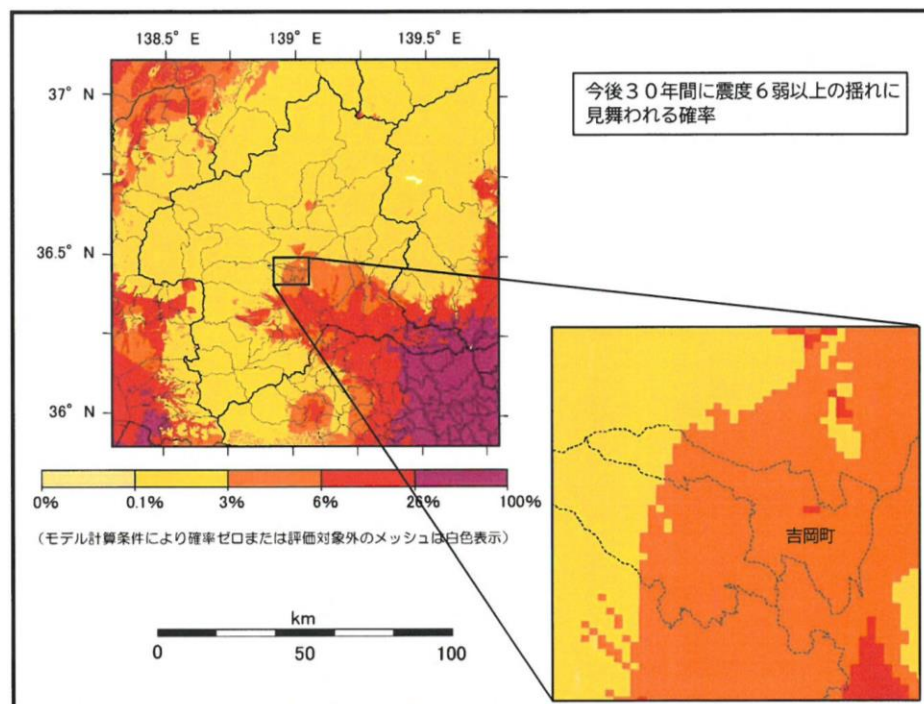
- ・吉岡町のハザードマップによると、上野原地区や上野田地区において土砂災害警戒区域に指定されている箇所がある。この箇所は、土石流による土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっており、付近の観光施設や農園等に被害を及ぼす恐れがある箇所も存在している。



(地震：吉岡町耐震改修促進計画)

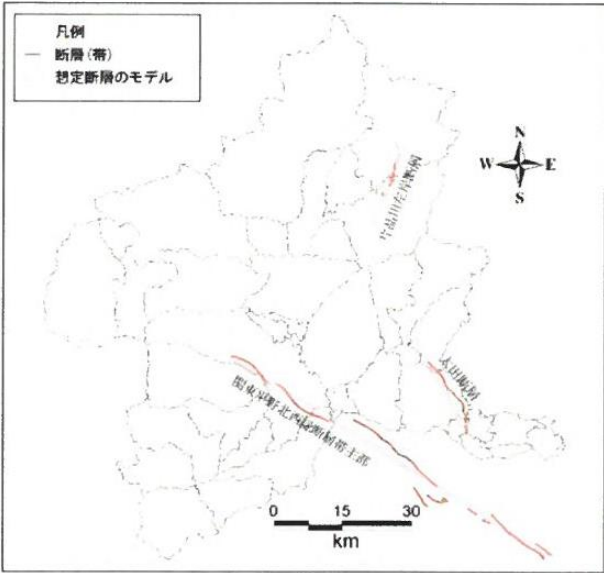
- ・地震調査研究推進本部地震調査委員会は、東日本大震災の発生を受けて指摘された確率論的地震動予測地図の諸課題のうち、特に大規模・低頻度の地震を考慮するための検討等に重点的に取り組み、平成 26 年以降、新たに公表される長期評価に基づいた全国地震動予測地図を更新、公表している。

その全国地震動予測地図によると、町内において、今後 30 年間に震度 6 弱以上の揺れに見舞われる確率が、町内の一部に 6%～26%、町内の中央部から東部に 3%～6%の範囲が広がり、町内の西部は 0.1%～3%の範囲が広がっている。



全国地震動予測地図 2020 年
地震調査研究推進本部知人調査委員会資料

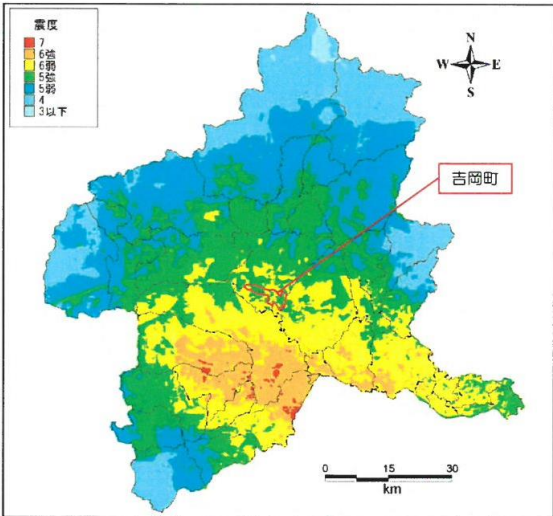
- 群馬県地震被害想定調査では、群馬県に大きな被害を及ぼす可能性のあるものとして、「関東平野北西縁断層帯主部による地震」「太田断層による地震」「片品川左岸断層による地震」の3つの地震を想定している。



- 群馬県が実施した「地震被害想定調査」（平成 24 年）によると、関東平野北西縁断層帯主部によるマグニチュード 8.1 の地震が発生した場合、吉岡町における震度は 5 強～6 弱と予測されている。また、地震被害については表Ⅲ－2 のとおり予測されており、30 人を超える負傷者や 1,600 人を超える避難者が予測されている。なお、季節と時間帯の想定ケースは、被害が比較的多い「冬 5 時」としている。

表Ⅲ-2：地震被害

被害項目		吉岡町	群馬県全域
人的被害			
建物被害による人的被害	死 者	0.7人	2,886.9人
	負傷者	34.6人	17,313.3人
	(うち 屋内収容物の転倒・落下による)		
	死 者	0.2人	79.8人
屋外通行による人的被害	負傷者	7.1人	1,422.2人
	死 者	0.0人	1.5人
	負傷者	0.2人	48.7人
	自動販売機転倒による人的被害	死 者	0.0人
屋外落下物による人的被害	負傷者	0.0人	0.1人
	死 者	0.0人	0.0人
	負傷者	0.0人	0.0人
	土砂災害による人的被害	死 者	0.0人
火災による人的被害	負傷者	0.0人	236.2人
	死 者	0.0人	295.5人
建物、その他被害	火災による人的被害	死 者	8.3人
	負傷者	0.0人	85.0人
建物、その他被害			
配水管被害		20件	5,127件
断水世帯数	(直後)	1,859.4世帯	482,024世帯
	(1日後)	1,003.6世帯	318,149世帯
LPGガス被害		23件	4,690件
停電率		0.5%	11.1%
不通回線予測		3回線	7,365回線
避難者予測	(1日後)	1,638.2人	543,589人
	(1か月後)	293.8人	262,270人
帰宅困難者数	帰宅困難者	516.7人	146,099.7人
	徒歩帰宅者	7,552.3人	1,133,899人



図Ⅲ-6：関東平野北西縁断層帯主部による地震

(出典：2012年（平成24年）6月 群馬県地震被害想定調査)

＜吉岡町における近年の自然災害による被害状況＞

- ①平成２３年 台風１２号の影響により、住宅被害（床上浸水１棟、床下浸水３棟、土砂崩れ（吉岡町漆原地区１箇所）、避難勧告・指示（１世帯４人）
- ②平成２３年 台風１５号の影響により、避難指示（１世帯４人）
- ③平成２６年 大雪の影響により軽傷者１名
- ④平成２９年 台風２１号の影響により、停電５００戸
- ⑤令和元年 台風１９号の影響により、避難勧告・指示（漆原新田地区８８世帯２５５名）

（感染症）

- ・新型インフルエンザは、１０年から４０年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得していない感染症が発生した場合には、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

（２）商工業者の状況

- ・商工業者等数 ６７８人
- ・小規模事業者数 ５３０人

【内訳】

業種		商工業者数	割合	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	建設業	１５５名	２４％	地域内に広く分布している
	製造業	９０名	１４％	地域内に広く分布している
	卸売業	１７名	３％	地域内に広く分布している
	小売業	１３１名	２０％	地域内に広く分布しているが、大型店舗は大久保地区の吉岡バイパスが多い
	飲食業	７６名	１２％	地域内に広く分布している
	サービス業	１３２名	２１％	地域内に広く分布している
	その他	３９名	６％	地域内に広く分布している

（３）これまでの取組

１）当町の取組

- ・地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- ・新型コロナウイルス等感染症対策行動計画の策定
- ・吉岡町地域防災計画
- ・吉岡町耐震改修促進計画
- ・吉岡町新型インフルエンザ等対策行動計画
- ・吉岡町新型インフルエンザ等感染症業務継続計画
- ・吉岡町新型コロナウイルス等感染症対策行動計画
- ・吉岡町新型コロナウイルス等感染症対策業務継続計画
- ・新型コロナウイルス感染症職員対応方針
- ・吉岡町業務継続計画
- ・よしおかほっとメール配信
- ・吉岡町国民保護計画
- ・吉岡町災害時避難行動要支援者支援プラン
- ・吉岡町災害ハザードマップ
- ・防災重点農業用ため池ハザードマップ
- ・防災行政無線放送施設整備

2) 当会の取組

- ・「事業継続計画」の策定、会員被災情報の収集
- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・ぐんま共済協同組合と連携した損害保険への加入促進
- ・防災備品（スコープ、懐中電灯、非常食等）を備蓄（別途、吉岡町における備蓄物品も有）
- ・吉岡町が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・圏域商工会との「災害時等における商工会相互支援に関する協定」の締結

II 課題

- ・現状では、緊急時の取組について事業継続計画（BCP）は策定しているものの漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。
更には、保険・共済に対する助言を行える職員が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。
また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・地区小規模事業者等に対し、平時から災害リスクや感染症等リスクを認識させ、BCP 策定支援を実施するとともに、事前対策の必要性について啓蒙・周知活動を行う。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、吉岡町商工会と吉岡町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・巡回や窓口指導時に、自然災害等のリスクや感染症等リスクに対応した共済・保険制度の情報提供を行い、必要に応じて、未加入の共済・保険制度に係る説明や保険会社と連携した保険相談会等を実施する。
- ・金融機関や損保会社との連携を強化し、災害発生後の速やかな復興支援を講じる。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

(1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ①巡回等において、吉岡町のハザードマップを用い、事業所立地場所の自然災害のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業の備え、水災補償等の損害保険・共済加入等)について説明する。
- ②商工会ホームページにおいて、事業継続力強化計画認定制度等の国の施策、吉岡町の防災計画等を紹介することで、管内小規模事業者に対して災害リスクの意識向上を図る。
- ③小規模事業者に対し、事業者 B C P（即時に取組可能な簡易的なもの含む）並びに事業継続力強化計画の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ④事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ⑤必要に応じて、連携する保険会社職員とともに経営指導員等が同行訪問により、管内小規模事業者には災害時に利用できる保険商品等の説明を行う。
- ⑥群馬県商工会連合会が連携する支援機関の取組を参考にし、有益なものを管内事業者へフィードバックする。
- ⑦感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、適切に対応することを周知する。また新たな感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ⑧事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、I Tやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

(2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ①当会は、平成30年に「事業継続計画」を策定(別添)。
- ②計画内容については、必要に応じて随時改定していく。また、現時点において実態並びに今後の対応が確定できない「新型コロナウイルス感染症対策」については、行政の指針や専門家の助言等を踏まえて適宜計画内容を変更していく。

(3) 関係団体等との連携

- ①協力関係にある損保会社及び共済団体を活用して、専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ②関係機関の普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催依頼等を行う。

(4) フォローアップ

- ①1年に1回巡回指導等で小規模事業者の事業者 B C P 並びに事業継続力強化計画の取組状況を確認し、適宜改善指導を行う。専門的な内容については、ぐんま共済協同組合や群馬県商工会連合会が連携する支援機関との協力体制において、策定支援を講じる。

②(仮称)吉岡町事業継続力強化支援協議会(構成員:吉岡町、吉岡町商工会等)を必要に応じて適宜開催し、状況確認や改善点等について協議する。

(5)当該計画に係る訓練の実施

自然災害(令和元年台風19号・平成23年東日本大震災等と同規模)が発生したと仮定し、吉岡町との連絡ルートの確認等を行う(訓練は必要に応じて実施する)。

＜2.発災後の対策＞

自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

(1)応急対策の実施可否の確認

発災後1時間以内に職員の安否報告等を行う。(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と当町、群馬県商工会連合会で共有する。)

(2)応急対策の方針決定

①当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

職員自身の目視で命の危険を感じる場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等

②職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

③大まかな被害状況を確認し、速やかに情報共有する。

④被害状況を確認した状況をまとめ、吉岡町と群馬県商工会連合会へ報告する。

⑤被害規模の目安は以下を想定

大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害が見られる	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報はない。

※連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

⑥本計画により、吉岡町商工会、吉岡町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災直後～	速やかに情報を共有する
発災後～1週間	1日に1回以上共有する
2週間～4週間	適時、共有する
1ヶ月以降	適時、共有する

(3)発災時における指示命令系統・連絡体制

①自然災害等発生時に、地区内の商工業者等の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

②二次被害を防止するため、吉岡町の指示に従って被災地域での活動を行うことについて事前に

③吉岡町商工会、吉岡町と情報を共有した上で、吉岡町商工会は群馬県商工会連合会へ、群馬県商工会連合会は群馬県へ報告する。（下図のとおり）

```
graph TD; A[関東経済産業局等] <--> B[群馬県]; B <--> C[吉岡町]; D[群馬県商工会連合会] <--> E[吉岡町商工会]; A <--> D; B <--> E; C <--> E;
```

- ①相談窓口の開設方法について、吉岡町と相談する。吉岡町商工会は、国の依頼を受けた場合、特別相談窓口を設置する。
- ②安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ③管内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。その際、協力関係にある損保会社、共済団体と連携し、情報共有を行う。
- ④応急時に有効な被災事業者施策(国や都道府県、市町村等の施策)について、管内小規模事業者へ周知し、必要に応じて申請等の支援を行う。
- ⑤相談対応時に適切な施策が公表されていない場合は、施策が公表され次第、追って連絡ができるよう、相談者の連絡先と状況を取りまとめておく。

- ①国、県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ②被災事業者には、各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受ける場合に必要となる「罹災証明書」及び「罹災届出証明書」について周知し取得を促す。
- ③被災事業者に対し、復興関連の補助金や融資等の支援施策の申請支援を行う。
- ④県連エキスパートバンク等の専門家派遣制度を活用し、事業復興の上での専門的課題に対応していく。
- ⑤商工会の全国ネットワークを活用し、寸断したサプライチェーンの代替先の紹介・斡旋や、遊休設備の調達等の支援を行う。
- ⑥被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を群馬県商工会連合会や群馬県等に相談する。
- ⑦その他
上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和4年7月現在)	
(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）	
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
①当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 斎藤 修（連絡先は後述（3）①参照）	
②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度等） ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う ・本計画の具体的な取組の企画や実行 ・計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）	
(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先	
①吉岡町商工会 〒370-3604 北群馬郡吉岡町南下 1375-3 TEL：0279-54-2625 / FAX：0279-54-2410 / E-mail：contact@yoshioka-sci.com	
②吉岡町役場 産業観光課 産業振興室 〒370-3692 北群馬郡吉岡町大字下野田 560 TEL：0279-54-3111 / FAX：0279-54-8681 / E-mail：san-shin@town.yoshioka.gunma.jp	
(4) 被害情報等報告先 群馬県産業経済部経営支援課 〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1 TEL：027-226-3320 / FAX：027-223-7875 / E-mail：keieika@pref.gunma.lg.jp 報告にあたっては、収集情報の取りまとめ等が容易なメールを第一に利用する。	
※その他 ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。	

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
必要な資金の額	350	350	350	350	350
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ チラシ等作製費	50	50	50	50	50
・ 防災・感染症対策費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、吉岡町補助金、 県補助金 、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
ぐんま共済協同組合 住 所：〒371-0841 群馬県前橋市石倉町 4-9-10 代表者：理事長 田部井 俊勝 T E L：027-254-2755
連携して実施する事業の内容
①小規模事業者に対する災害リスクの周知 ②小規模事業者の事業継続計画等の啓蒙活動及び策定とフォローアップ ③災害時の地区内小規模事業者に対する専門的支援
連携して事業を実施する者の役割
ぐんま共済協同組合前橋支店 支店長 田村 考也 住 所：〒371-0841 群馬県前橋市石倉町 4-9-10 T E L：027-254-2755 ①小規模事業者等に対する災害リスクの周知 ②事業継続計画等の啓蒙・普及活動 ③事業継続計画等の策定とフォローアップ ・事業継続計画策定セミナー並びに個別相談会の実施 ④災害時に活用できる保険商品等の案内
連携体制図等
<pre> graph BT A[小規模事業者] B[吉岡町商工会・吉岡町] C[ぐんま共済協同組合前橋支店] C -- 協力 連携 --> B B -- 支援 情報提供 --> A </pre>